

## 教育委員会寄附金品取扱要綱

(21 川教庶第 1544 号 平成 22 年 3 月 31 日教育長決裁)

### (趣旨)

第 1 条 教育機関に対して、一般市民等から寄せられる寄附金品を寄附者の趣旨に沿い、公正かつ適切に取扱うため、この要綱を定める。

### (寄附金品使途管理委員会の設置)

第 2 条 寄附金品の使途を管理するために、寄附金品使途管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置する。

- 2 管理委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は教育次長を、副委員長は総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育政策室長
- (2) 教育環境整備推進室長
- (3) 職員部長
- (4) 学校教育部長
- (5) 健康給食推進室長
- (6) 生涯学習部長
- (7) 庶務課長
- (8) 学事課長

### (委員長)

第 3 条 委員長は、会務を主宰する。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第 4 条 管理委員会は、必要の都度委員長が召集し、その議長となる。

- 2 管理委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

### (申入れ)

第 5 条 寄附しようとする者は、次の区分により申出書または申入書を提出先に提出する。

区分	申出書または申入書	提出先
個人からの寄附金	川崎市ふるさと納税申出書	学校施設整備基金又は日本民家園若しくは青少年科学館への寄附については、それぞれ教育環境整備推進室又は日本民家園若しくは青少年科学館
		上記以外の寄附については、

		総務部庶務課
その他の寄附金品	寄附申入書（様式1）	寄附の申入れのあった事務を所掌する課等

（受諾）

第6条 受諾の決定は、川崎市事務決裁規程（昭和41年川崎市訓令第8号）の定めるところによる。

- 2 寄附の申入れのあった事務を所掌する課等（以下「所管課等」という。）は、寄附を受け入れることを決定した場合は、寄附受諾書（様式2-1）により寄附者に通知する。
- 3 所管課等は、寄附を受け入れないことを決定した場合は、寄附金品受納辞退書（様式2-2）により寄附者に通知する。

（受領）

第7条 寄附金品は、市長がこれを受領する。

（受領書の交付）

第8条 寄附金品を受領した場合は、寄附受領書（様式3）を寄附者に交付する。ただし、現金の場合は、納付書（川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第166条関係様式番号9（1））により納入した控えを寄附受領書に代えることができる。

- 2 受領書を交付した後又は現金の納付を確認後、寄附金品受理報告書（委員会様式3）を、管理委員会へ提出する。

（寄附金の使途）

第9条 所管課等は、当該年度に受領した学校施設整備基金への寄附金を除く寄附金のうち、使途の詳細（充当する事務事業）について、管理委員会開催依頼書（委員会様式1）を提出し、管理委員会の決定を受けなければならない。ただし、使途について寄附者の意向が明確であるものについては、受理報告で足りるものとする。

- 2 管理委員会は、結果通知書（委員会様式2）をもって、協議の結果を所管課等へ通知する。

（管理）

第10条 教育次長は、寄附金品を適切に管理するため、寄附金品管理簿（管理簿様式）を備える。

（報告）

第11条 教育次長は、年度毎に寄附金品を集計し、市長に報告（市長報告様式1及び2）する。

（寄附者への謝意）

- 第12条 寄附者への謝意については、市長名の礼状（礼状様式）をもって行う。
- 2 次に掲げる場合においては、市長名の礼状の他、感謝状（感謝状様式）を贈呈することができる。
- (1) 1回に100,000円以上の寄附金品のとき
- (2) 数次にわたる寄附金品の額が100,000円に達したとき
- (3) その他特に必要と認めたとき
- 3 礼状は受領月の翌月に、感謝状はその都度贈呈するものとする。

（学校及びその他教育機関への取扱い）

- 第13条 学校における物品又は施設設備の寄附の取扱いは、別の定めによる。
- 2 川崎市立図書館に対する図書館資料の寄贈の取扱いについては、川崎市図書館規則第16条の規定に基づく別の定めによる。
- 3 前2項の規定を除く寄附金品の取扱いは、この要綱の定めによる。

（事務）

- 第14条 管理委員会の運営に関する事務は、総務部庶務課において行う。
- 2 受納にかかわる事務は、寄附の申入れのあった事務を所掌する課等において行う。ただし、個人からの寄附金のうち学校施設整備基金並びに日本民家園及び青少年科学館への寄附を除く寄附金については、総務部庶務課において行う。

（その他必要な事項）

- 第15条 この要綱に定めるものの他、寄附金品の取扱いに関して必要な事項は、教育次長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成16年2月2日より施行する。

附 則

この改正要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年12月15日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。